



# 控 訴 状

平成21年 5月 1日

大阪高等裁判所 御中

控訴人訴訟代理人弁護士 弁 護 士 黒 木 理 恵



同 河 原 田 幸 子



同 上 田 孝 治



同 五 條 操



当事者の表示 別紙当事者目録のとおり

契約条項使用差止等請求控訴事件

訴訟物の価格 金160万円

貼用印紙額 金1万9500円

予納郵券額 金5940円

上記当事者間の京都地方裁判所平成20年(ワ)第1079号契約条項使用差止等請求事件について、平成21年4月23日判決の言渡があり(同月24日更正決定)、同日判決正本の送達を受けました(同月28日更正決定送達)が、原告敗訴部分について不服であるから控訴を提起する。

原 判 決 の 表 示

## 主 文

- 1 被告は被告が消費者と金銭消費貸借契約を締結するにあたって、別紙契約条項目録記載1の契約条項等、貸付金の最終弁済期日前に貸付金を全額返済する場合に、借主が返済する残元金に対し割合的に算出される違約金を負担するとの契約条項を含む契約の締結を停止せよ。
- 2 被告は別紙契約条項目録記載1の契約条項等、貸付金の最終弁済期日前に貸付金を全額返済する場合に、借主が返済する残元金に対し割合的に算出される違約金を負担するとの契約条項を含む借用証書の用紙を廃棄せよ。
- 3 原告のその余の請求を棄却する。
- 4 訴訟費用はこれを2分し、その1を被告の負担とし、その余を原告の負担とする。
- 5 この判決は主文第1項に限り、仮に執行することができる。

## 事実及び理由

省 略

## 控 訴 の 趣 旨

- 1 原判決中、控訴人敗訴の部分を取り消す。
- 2 被控訴人は被控訴人が消費者と金銭消費貸借契約を締結するにあたって、別紙契約条項目録記載2の契約条項等、期限の利益を喪失したことを理由に、借主に、貸付金の残元金全部を直ちに返済すべき義務が発生した場合に、借主が、返済する残元金に対し割合的に算出される違約金を負担するとの契約条項を含む契約の締結を停止せよ。
- 3 被控訴人は別紙契約条項目録記載2の契約条項等、期限の利益を喪失したことを理由に、借主に、貸付金の残元金全部を直ちに返済すべき義務が発生した場

合に、借主が、返済する残元金に対し割合的に算出される違約金を負担すると  
の契約条項を含む借用証書の用紙を廃棄せよ。

4 訴訟費用及び控訴費用はいずれも被控訴人の負担とする。  
との判決及び仮執行宣言を求める。

#### 控 訴 の 理 由

控訴人が、本訴の請求原因として主張する事実は原判決の事実欄摘示のとおりで  
あるが、原判決には事実誤認及び法令解釈の誤りの違法があり、取消を免れないも  
のである。

詳細は追って準備書面を提出する。

#### 添 付 書 類

1 訴訟委任状	1 通
2 資格証明書	2 通

以上

当事者目録

〒540-6591

大阪府中央区大手前1丁目7番31号

大阪マーチャンダイズ・マートビル1階 大阪府消費生活センター内

控訴人 特定非営利活動法人消費者支援機構関西

(適格消費者団体)

理事長	榎	彰	徳
理事	北川	善太郎	
同	片山	登志子	
同	千神	國夫	
同	飯田	秀男	
同	野々山	宏	
同	坂東	俊矢	
同	筋	祥子	
同	伊吹	和子	
同	小峰	耕二	
同	前中	みき子	
同	栗原	睦男	
同	三沢	邦子	
同	村山	泰弘	
同	西島	秀向	

〒530-0047

大阪府中央区北浜2丁目5番23号 小寺プラザ7階

片山・黒木・平泉法律事務所

電話 06-6223-1717 FAX 06-6223-1710

控訴人訴訟代理人弁護士 黒 木 理 恵

〒530-0047

大阪市北区西天満2丁目6番8号 堂島ビルヂング4階421

尾崎総合法律事務所

電話 06-6361-6396 FAX 06-6361-6397

控訴人訴訟代理人弁護士 河 原 田 幸 子

〒650-0036

神戸市中央区播磨町49 神戸旧居留地平和ビル7F

神戸さきがけ法律事務所

電話 078-381-5065 FAX 078-331-2865

控訴人訴訟代理人弁護士 上 田 孝 治

〒541-0043

大阪府中央区高麗橋2丁目4番4号公洋ビル7階

五條法律事務所（送達場所）

電話 06-6203-5855 FAX 06-6203-6733

控訴人訴訟代理人弁護士 五 條 操

〒520-0043

滋賀県大津市中央2丁目5番13号

被控訴人 ニューファイナンス株式会社

代表者代表取締役 新 井 博 雄

## 契約条項目録

### 1 以下の条項のうち第2文

貸付金の弁済期日が到来する前に、貸付金額の全部を償還することができるものとします。この場合は、償還する残元金に対する3パーセントの違約金を負担します。又、第2項（期限の利益の喪失）により貸付金の全部を償還する場合も同様とします。

### 2 以下の条項のうち第3文

貸付金の弁済期日が到来する前に、貸付金額の全部を償還することができるものとします。この場合は、償還する残元金に対する3パーセントの違約金を負担します。又、第2項（期限の利益の喪失）により貸付金の全部を償還する場合も同様とします。